二　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項
［三～七　略］
（組織変更をする相互会社の事前開示事項）
第四十二条　法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～四　略］
五　組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め
ニ　［略］
六　［略］
七　組織変更株式交付（法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項
イ　法第九十六条の九の三第一項第二号に掲げる事項についての定めが同条第二項に定める要件を満たすと組織変更をする相互会社が判断した理由
ロ　法第九十六条の九の三第一項第三号から第六号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
ハ　法第九十六条の九の三第一項第七号に掲げる事項を定めたときは、同項第八号及び第九号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
ニ　組織変更株式交付子会社（法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。）についての次に掲げる事項を組織変更をする相互会社が知っているときは、当該事項
(1)　最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更株式交付子会社の成立の日における貸借対照表）の内容
(2)　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更株式交付子会社の成立の日。(3)において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
(3)　最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
八・九　［略］
（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）
第四十二条の三　法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～五　略］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項
［三～七　同上］
（組織変更をする相互会社の事前開示事項）
第四十二条　［同上］
［一～四　同上］
五　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め
ニ　［同上］
六　［同上］
［号を加える。］
七・八　［同上］
（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）
第四十二条の三　［同上］
［一～五　同上］